

東京大学医学部附属病院長選考規則

平成30年9月27日

役員会議決

東大規則第19号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の選考等に関し必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 病院長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任するとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。

2 総長は、前項第1号に該当する場合は、原則として病院長の任期満了の日の1月前までに、前項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに病院長の選考を行う。

(病院長候補者選考会議)

第3条 総長は、東京大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

2 選考会議は、議長及び委員をもって組織する。

3 議長は、委員のうちから総長が指名し、選考会議を招集する。

4 委員は、次に掲げる者に役員会の議を経て総長が委嘱する。

- (1) 病院を担当する理事
- (2) 総長が指名する理事（前項の理事を除く。） 1名
- (3) 医学部長
- (4) 医学部長が指名する教職員 1名
- (5) 東京大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日東大規則第134号）第7条に規定する病院運営審議会から推薦された教職員 2名
- (6) 医療又は医学に関する識見を有する学外者 2名

5 前項第6号の委員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 過去10年以内に本学と雇用関係がないこと。
- (2) 過去3年間において、年間50万円を超える寄附金又は契約金等を本学から受領していないこと。
- (3) 過去3年間において、年間50万円を超える寄附を本学に対して行っていないこと。

6 総長は、委員名簿、委員の選定理由及び委員の経歴を公表する。

7 第4項第4号から第7号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

9 選考会議は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第4項第6号の委員が2名出席しなければ、開催することができない。

10 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

11 前各項に定めるもののほか、選考会議について必要な事項は、選考会議が定める。
(病院長選考基準の策定)

第4条 総長は、病院長の選考にあたっては、次に掲げる事項に関する病院長の選考基準(以下「選考基準」という。)を、選考会議及び役員会の議を経て策定し、あらかじめ公表するものとする。

(1) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力

(2) 組織管理能力等の医学部附属病院を管理運営する上で必要な資質及び能力

(病院長候補者の推薦の求め)

第5条 総長は、選考会議に対し、前条の選考基準を満たす病院長候補者の推薦を求める。
(病院長候補適任者)

第6条 選考会議は、前条の求めがあったときは、医学部長に対し、病院長候補適任者(以下「候補適任者」という。)複数名の推薦を求める。

2 医学部長は、前項の求めがあったときは、病院長に推薦を求めるものとする。

3 第1項のほか、選考会議は、選考会議の定めるところにより、2名を限度として候補適任者を追加することができる。

4 選考会議の委員が候補適任者となった場合は、委員を辞職するものとする。

(病院長候補者の選考)

第7条 選考会議は、前条第1項及び第2項による候補適任者に対し、書類及び面接による選考を行い、病院長候補者を選出する。

2 選考会議は、前項の病院長候補者について、選考過程及び選考理由を付して総長に推薦する。

(選考結果の公表等)

第8条 総長は、前条第2項により推薦された病院長候補者を選考し、病院長となる者を決定したときは、選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なく公表する。

(解任)

第9条 総長は、病院長がその職に適しないと認めるときは、選考会議及び役員会の議を経て、病院長を解任することができる。

(事務)

第10条 病院長の選考等に関する事務は、医学部附属病院総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第6項本文の規定にかかわ

らず、平成32年9月30日までとする。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

沿革

東京大学医学部附属病院長選考規則

体系情報

□第2編 総務及び人事

▽第2章 人事

沿革情報

◆平成30年09月27日 役員会議決

◇令和06年04月25日